

## 「富田林市空家等対策計画（素案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

### 1. パブリックコメントの実施状況

- ①実施期間 平成30年1月4日（木）～1月31日（水）
- ②実施結果 有効提出数：1通  
提出方法：ファックス1通
- ③コメントを元に加筆・修正した箇所：なし

### 2. 意見等及び回答

意見等	回答
<p>市街化調整区域に住んでいるが、その中でも「空き家」（高齢者が入院したり、介護施設に入所している。相続する方がいるが、他所に自宅をもって実家に戻る意思のない方も含めて）が年々増加している。家のみならず付随する倉庫や空き地・庭が放置され草が伸び放題になっている。地域が共同で環境整備をする際、併せて取り組んでいる状況。その数も年々多くなっている状況。</p> <p>調整区域のため新しい家が増えることもなく、このままではますます衰退することが予想される。</p> <p>空き家を借家にリフォームし誰かが住めるように取り組むことが必要ではないか。空き家を解体する費用は予算化されたが、リフォームの費用も検討が必要ではないか。</p> <p>「なくなれば終わり」ということではなく、その地域がどうなるかということも含め検討ください。</p> <p>おそらく、空き家対策がすぐに進むとは思えないので、いろんなことを検討し、出来ることから始めていただきたい。</p>	<p>適正な管理がされていない空き家の増加は全国的な問題であり、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行し、空き家所有者に適正管理を求めているとともに、自治体においても必要な措置を適切に講じるよう求めており、市では同法に基づき、空き家施策に取り組んでいます。</p> <p>また、老朽化が進み、危険である空き家について、平成29年度より解体費用の一部を補助する制度を創設しました。</p> <p>しかし、空き家に対するリフォーム補助は、厳しい財政状況もあり、新設することは困難であると考えられますが、空き家や空き家を解体した後の土地の利活用について所有者等に促してまいります。</p> <p>空き家対策は、一朝一夕に解決するものではありませんが、今回策定を予定しています「富田林市空家等対策計画」に基づき、空き家対策に取り組んでまいります。</p>

### 3. 回答（案）の公表方法

- ・本市ウェブページにて公表する。